令和６年度
（2024 年度）

事 業 報 告

（令和６年４月１日～令和７年３月 31 日）

公益財団法人 都道府県センター

目　次

公益財団法人都道府県センター事業の概況･･･････････････････････････････････････ 1

被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業
（公益目的事業１）
1　被災者生活再建支援金の支給･･･ 3
2　会議･･･ 3
【資料】令和６年度における被災者生活再建支援金の支給状況･･････････････････ 4

都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業（公益目的事業２）
地方自治振興事業助成金の交付･･･ 7

都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業３及び収益事業１）
1　事務所の提供（公益）･･･ 8
2　都道府県及び入居団体への会議室の提供（公益）･････････････････････････ 8
3　外部への会議室の提供（収益）･･･ 8
4　民間業者への店舗貸付け（収益）･･･ 8
5　その他 ･･･ 8
【資料】都道府県会館入居者一覧･･･ 10

都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業４）
Ⅰ　建物共済事業
1　災害共済金及び災害見舞金の支払･･･ 11
2　会議･･･ 12
3　規程の改正等･･･ 12
4　その他･･･ 12
【資料】令和６年度都道府県別建物共済加入及び災害共済金・災害見舞金支払状況 13
Ⅱ　機械損害共済事業
1　災害共済金及び災害見舞金の支払･･･ 14
2　会議･･･ 14
3　規程の改正等･･･ 14
4　その他･･･ 14
【資料】令和６年度機械損害共済加入状況及び支払状況･････････････････････････ 15

法人の運営
1　理事会・評議員会の開催 ･･･ 16
2　業務の適正を確保するための体制及びその運用状況･･･････････････････････ 17
【資料】公益財団法人都道府県センター役員等名簿･････････････････････････････ 20

注：本資料中の計数は表示単位未満切り捨てにより、表示している。

公益財団法人都道府県センター事業の概況

公益財団法人都道府県センターは、定款に定める当法人の事業目的を達成するため、下記の各事業に取り組んでいる。

1　被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業（公益目的事業１）

当事業は、阪神淡路大震災を契機として制定された被災者生活再建支援法（平成 10 年５月 22 日法第 66 号）に基づき、自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者に対し支援金を支給し、被災者の生活再建を支援する事業である。

支給額については、平成 19 年 11 月の支援法の一部改正により、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とを合わせて、一世帯当たり最大 300 万円が定額渡し切り方式で支給されることとなっている。

また、令和２年 12 月の支援法の一部改正により、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加。令和２年７月３日以降に発生した自然災害（令和２年７月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯にも遡及適用し、「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は 100 万円、補修する場合は 50 万円、賃貸する場合は 25 万円が支給される仕組みとなっている（金額はいずれも世帯人数が複数の場合）。

支援金は、平成 11 年４月５日の事業開始以降、令和６年度末までの 26 年間で、累計 316,267 世帯に総額 553,545,804 千円を支給した。

2　都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業（公益目的事業２）

当事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金（30 億円余）から生ずる運用益及び当該基金の一部取崩しにより、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を支援する事業である。

支援にあたっては、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政策事例の情報発信等、地方自治の円滑な運営に寄与する事業を助成の対象としている。

3　都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業３及び収益事業１）

当事業は、東京における都道府県の活動拠点としての役割を担う都道府県会館の管理運営を行う事業である。

（1）公益目的事業

都道府県及び都道府県行政に密接な関係を持つ団体に対し、近隣の相場よりも低廉な価格で事務所を提供するほか、会館の状態を良好に維持するため、各種設備等の修繕工事等を実施している。

また、会館内にある貸会議室については、会館入居者へ優先的に貸出している。

（2）収益事業

民間業者に対し店舗等のスペースを貸付け、郵便局や飲食店等を設置し、会館入居者や近隣住民の利便性向上を図っている。

また、会館内にある貸会議室については、入居団体が使用していない時間帯に、広く一般に貸出している。

4　都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業４）

（1）建物共済事業

当事業は、地方自治法第 263 条の２に基づき、都道府県有財産等（水力発電用機械を除く）の火災、水災、震災その他の災害の被害を相互救済する共済事業である。

47 都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金の給付及び災害見舞金の交付を行っている。

（2）機械損害共済事業

当事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第 263 条の２に基づき、都道府県有財産等の水力発電用機械の被害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金の給付及び災害見舞金の交付を行っている。

5　法人の運営

当法人は、法令及び定款に基づいて理事会及び評議員会を開催し、所要の事項について決議・報告を行っている。

被災者生活再建支援法に基づく自然災害による
被災者の生活再建支援事業（公益目的事業１）

1　被災者生活再建支援金の支給

令和６年度は、総額 13,668,625 千円の被災者生活再建支援金を支給した。内訳は、東日本大震災では 916,250 千円、平成 28 年熊本地震では 242,375 千円、令和４年福島県沖を震源とする地震では 320,000 千円、令和５年梅雨前線による大雨災害では 437,062 千円、令和６年能登半島地震では 11,227,562 千円、それ以外の災害については 525,375 千円の支給となっている。

令和６年度に発生した新たな支援法適用災害は、「令和６年７月 25 日からの大雨による災害（山形県酒田市・戸沢村・遊佐町）」、「令和６年９月 20 日からの大雨による災害（石川県輪島市・珠洲市）」、「令和７年２月 26 日に発生した強風による災害（岩手県大船渡市）」であり、これらによる支給額は 117,375 千円となっている。

2　会　議

被災者生活再建支援事業運営委員会

（1）開催日　令和６年６月 13 日付け（書面開催）

議　事　令和５年度被災者生活再建支援事業報告（案）及び同事業決算（案）について

（2）開催日　令和７年１月 17 日付け（書面開催）

議　事　令和７年度被災者生活再建支援事業計画（案）及び同事業予算（案）について

【被災者生活再建支援事業運営委員会委員名簿】

（令和７年３月 31 日現在）

職	氏　名	
秋田県知事	佐竹敬久	
◎ 神奈川県知事	黒岩祐治	（◎：委員長）
岐阜県知事	江崎禎英	
福井県知事	杉本達治	
山口県知事	村岡嗣政	
愛媛県知事	中村時広	
沖縄県知事	玉城デニー	

資料

令和６年度における被災者生活再建支援金の支給状況

（令和７年３月31日現在／単位：円）

災　　害		公示内容		支給状況
名　　称	都道府県	適用区域	適用日	金　額
東日本大震災				916,250,000
	青森県	青森県	H23.3.11	0
	岩手県	岩手県		0
	宮城県	宮城県		0
	福島県	福島県		916,250,000
	茨城県	茨城県		0
	栃木県	栃木県		0
	千葉県	千葉県		0
	埼玉県	（注１）		0
	東京都	板橋区		0
	新潟県	（注２）	H23.3.12	0
	長野県	栄村		0
平成28年(2016年)熊本地震				242,375,000
	熊本県	熊本県	H28.4.14	242,375,000
	大分県	由布市	H28.4.16	0
平成29年７月九州北部豪雨による災害				6,500,000
	福岡県	福岡県	H28.4.14	6,500,000
	大分県	由布市	H28.4.16	0
平成30年７月豪雨による災害				2,000,000
	京都府	（注３）	H30.7.5	0
	兵庫県	（注４）		0
	岡山県	岡山県		0
	広島県	広島県		0
	徳島県	三好市		0
	愛媛県	愛媛県		2,000,000
	福岡県	（注５）		0
	島根県	（注６）	H30.7.6	0
	山口県	（注７）		0
	佐賀県	基山町		0
	高知県	（注８）	H30.7.6･8	0
	岐阜県	関市	H30.7.8	0
令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害	茨城県	茨城県	R1.9.9	750,000
令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害	千葉県	千葉県	R1.9.9	2,625,000
令和元年台風第19号による災害				32,000,000
	岩手県	（注９）	R1.10.12	0
	宮城県	宮城県		0
	福島県	福島県		30,500,000
	栃木県	（注10）		0
	群馬県	（注11）		0
	埼玉県	埼玉県		0
	東京都	（注12）		0
	神奈川県	（注13）		1,500,000
	新潟県	阿賀町		0
	山梨県	上野原市		0
	長野県	長野県		0
	静岡県	（注14）		0
令和２年７月豪雨による災害				57,937,500
	熊本県	熊本県	R2.7.4	57,937,500
	鹿児島県	（注15）		0
	福岡県	大牟田市	R2.7.6	0
	大分県	（注16）		0
	岐阜県	下呂市	R2.7.8	0
	島根県	江津市	R2.7.13	0
令和３年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島県	R3.2.13	24,062,500
令和３年７月１日からの大雨による災害	静岡県	熱海市	R3.7.3	10,250,000

令和３年８月11日からの大雨による災害				14,937,500
	佐賀県	（注17）	R3.8.11	11,250,000
	長崎県	（注18）		0
	広島県	安芸高田市	R3.8.12	1,187,500
	福岡県	（注19）		1,000,000
	長野県	木曽町	R3.8.14	1,500,000
	大分県	玖珠町		0
令和３年４月１日に発生した強風による災害	島根県	松江市	R3.4.1	2,000,000
令和４年福島県沖を震源とする地震による災害				320,000,000
	宮城県	（注20）	R4.3.16	14,250,000
	福島県	福島県		305,750,000
令和４年８月３日からの大雨による災害				31,750,000
	青森県	（注21）	R4.8.3 8.9	3,000,000
	山形県	（注22）	R4.8.3	2,000,000
	新潟県	（注23）		20,375,000
	石川県	小松市	R4.8.4	2,375,000
	福井県	南越前町	R4.8.5	4,000,000
令和４年台風第１４号による災害	宮崎県	（注24）	R4.9.17	2,875,000
令和４年台風第１５号による災害	静岡県	静岡市	R4.9.23	48,437,500
令和５年石川県能登地方を震源とする地震	石川県	珠洲市	R5.5.5	7,375,000
令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害				19,625,000
	茨城県	取手市	R5.6.2	1,000,000
	和歌山県	（注25）		18,625,000
令和５年梅雨前線による大雨災害				437,062,500
	秋田県	（注26）	R5.7.14	374,312,500
	福岡県	（注27）	R5.7.8	44,500,000
	石川県	津幡町	R5.7.12	7,000,000
	山口県	美祢市	R5.6.30	7,500,000
	大分県	日田市	R5.7.8	3,750,000
令和５年台風第１３号による災害				144,875,000
	福島県	いわき市	R5.9.8	114,062,500
	千葉県	（注28）		7,000,000
	茨城県	（注29）		23,812,500
令和６年能登半島地震				11,227,562,500
	石川県	石川県	R6.1.1	9,551,812,500
	富山県	富山県		383,500,000
	新潟県	新潟県		1,292,250,000
令和６年７月25日からの大雨による災害	山形県	（注30）	R6.7.25	64,625,000
令和６年９月20日からの大雨による災害	石川県	（注31）	R6.9.21	52,750,000
令和７年２月26日に発生した強風による災害	岩手県	大船渡市	R7.2.26	0
計				13,668,625,000

注　１：加須市・久喜市
　　２：十日町市・津南町
　　３：福知山市・綾部市
　　４：神戸市・宍粟市
　　５：北九州市・久留米市・飯塚市・嘉麻市
　　６：江津市・川本町
　　７：岩国市・光市
　　８：宿毛市・香南市・大月町
　　９：山田町・宮古市・釜石市・久慈市
　　10：宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・小山市・那須烏山市・茂木町
　　11：富岡市・嬬恋村
　　12：あきる野市・日の出町・檜原村・大田区・八王子市・世田谷区
　　13：川崎市・相模原市
　　14：伊豆の国市・函南町・伊豆市
　　15：鹿屋市・垂水市
　　16：九重町・日田市・由布市・玖珠町
　　17：武雄市・嬉野市・神埼市・大町町

18：雲仙市・波佐見町
19：久留米市・田川市
20：山元町・角田市・白石市・蔵王町・亘理町・柴田町
21：外ヶ浜町・鰺ヶ沢町・深浦町
22：川西町・飯豊町
23：村上市・関川村
24：都城市・延岡市
25：海南市・紀美野町・九度山町
26：秋田市・能代市・五城目町
27：久留米市・東峰村・広川町
28：茂原市・長南町
29：高萩市・北茨城市
30: 酒田市・戸沢村・遊佐町
31: 輪島市・珠洲市

※返還含まず

都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う
団体の支援事業（公益目的事業２）

地方自治振興事業助成金の交付

令和６年度は、全国知事会からの申請を受け、全国知事会の諸活動のうち、常任委員会・特別委員会等の活動経費、行財政に関する調査研究経費、広報経費等を対象に、38,990 千円の助成を行うことを決定した。

都道府県会館の管理運営事業

（公益目的事業３及び収益事業１）

1　事務所の提供（公益目的事業）

都道府県東京事務所及び都道府県行政に密接な関係がある団体に、都道府県会館内の事務室を貸与している。

令和６年度末において 45 都道府県の東京事務所（分室を含む。）並びに全国知事会等関係団体８団体が入居しており、令和６年度の管理料は 467,853 千円、賃料は 76,904 千円となった（入居団体は「都道府県会館 入居者一覧」のとおり）。

2　都道府県及び入居団体への会議室の提供（公益目的事業）

会館内にある貸会議室について、都道府県や入居団体に、周辺施設の相場よりも低廉な価格で優先的に貸出しを行っている。

令和６年度の貸出し件数は 972 件、会議室使用料は 24,504 千円となり、前年度との対比で約 1,491 千円の増収となった。

3　外部への会議室の提供（収益事業）

上記２のとおり、会館内にある貸会議室は都道府県や入居団体への貸出しを優先しているが、これらの団体の使用がない時間帯に、広く一般にも貸出しを行っている。

令和６年度の貸出し件数は 539 件、会議室使用料は 29,370 千円となり、前年度との対比で約 3,438 千円の増収となった。

4　民間業者への店舗貸付け（収益事業）

入居者や会議室利用者の他、近隣住民や近隣在勤者の利便性向上を目的として、郵便局や飲食店等の民間８業者へ店舗を貸付け、またコンビニエンスストア、自動販売機については営業委託を行っている。

令和６年度の貸付けによる賃料は 33,750 千円、営業委託による収益は 3,174 千円となった。

5　その他

会館の適切な管理・運営のため、設備等の更新・修繕を順次実施した。主な工事は以下のとおりである。

(1) 建築工事

・１０１大会議室の漏水対策としてシーリングの更新及び防水工事

(2) 電気設備工事

・サブ変電設備の計器類の経年劣化による更新

(3) 情報通信設備工事

・構内ネットワーク設備の構成機器のサポート期限到来による更新

・構内ＴＶ放送設備（ＣＣＴＶ）の構成機器のサポート期限到来による更新

（4）空調設備ほか工事

・エントランス・ロビー等の空調機器（エアーハンドリングユニット）の構成部品の経年劣化による更新

・地下店舗等の空調機器（ファンコイルユニット）の経年劣化による更新（27 台）

・地下駐車場用泡消火設備の一斉開放弁の経年劣化による更新（94 台）

都道府県会館 入居者一覧

令和７年３月31日現在

階 数	入 居 団 体 等
15 階	新潟県東京事務所、宮崎県東京事務所、 北海道東京事務所（分室）、岩手県東京事務所（分室）、 東京都事務室、自治体衛星通信機構（東京局）、地域医療振興協会
14 階	千葉県東京事務所、石川県東京事務所、岐阜県東京事務所、 徳島県東京本部、長崎県東京事務所
13 階	山形県東京事務所、富山県首都圏本部、山梨県東京事務所、 静岡県東京事務所、兵庫県東京事務所
12 階	宮城県東京事務所、福島県東京事務所、長野県東京事務所、 和歌山県東京事務所、鹿児島県東京事務所
11 階	栃木県東京事務所、三重県東京事務所、島根県東京事務所、 愛媛県東京事務所、佐賀県首都圏事務所
10 階	福井県東京事務所、鳥取県東京本部、岡山県東京事務所、 熊本県東京事務所、沖縄県東京事務所
９ 階	茨城県営業戦略部東京渉外部、神奈川県東京事務所、 愛知県東京事務所、奈良県東京事務所、香川県東京事務所
８ 階	群馬県東京事務所、埼玉県東京事務所、滋賀県東京本部、 京都府東京事務所、都道府県記者クラブ
７ 階	青森県東京事務所、秋田県東京事務所、大阪府東京事務所、 山口県東京事務所（分室）、都道府県センター事業部（被災者生活 再建支援基金課・災害共済課）
６ 階	全国知事会、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部、 自治体衛星通信機構
５ 階	全国都道府県議会議長会、福岡県東京事務所（分室）、 自治医科大学、地域社会振興財団、地域医療振興協会、 全国高速道路建設協議会、都道府県センター管理部、 都道府県センター事業部被災者生活再建支援基金課（審査業務）、 貸会議室（501,502会議室）
４ 階	貸会議室（401,404～410会議室）、大分県東京事務所
３ 階	知事会会議室、特別会議室、スタジオ
２ 階	郵便局
１ 階	101大会議室
地下 １階	赤坂歯科診療所、アヅマ理髪館、ファミリーマート（コンビニ） 蕎麦処こいけ（蕎麦）、上海大飯店（中華料理）、 New Spineクリニック東京（整形外科）、防災センター

※ 「分室」とあるのは、東京事務所分室を指し、職員が常駐していない場合があります。

都道府県有財産の損害に対する相互救済事業
（公益目的事業４）

Ⅰ　建物共済事業

1　災害共済金及び災害見舞金の支払

令和６年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は 484,740 千円（対前年度比 0.21%増）となり、災害共済金と災害見舞金を合わせた支払額は 287,124 千円（同 49.17%減）となった。

また、共済基金分担金総額に対する災害共済金及び災害見舞金の合計額の割合を示す損害率は、前年度の 116.79％から 59.23％へ減少した。

（資料参照）

そのうち、平成 29 年度より基率を大幅に引き上げた風力発電設備については、当年度７件支払い損害率は 388.90％であった（令和５年度損害率 368.39％）。また、罹災報告を受けているものの未請求の案件が１件ある。

以上により、令和６年度の事業収支差額 149,807 千円を建物共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

（単位：千円）

加入物件	分担金収入 a	災害共済金		災害見舞金		合計	
		支払額 b	損害率 b/a	支払額 c	損害率 c/a	支払額 b+c	損害率 （b+c）/a
全体	484,740	144,992	29.91%	142,131	29.32%	287,124	59.23%
（うち風力発電）	14,283	55,547	388.90%	0	0.00%	55,547	388.90%

(1)　災害共済金

①　共済加入状況

令和６年度において、47 都道府県等から受託した物件の共済責任額については、3,390,599,275 千円（対前年度比 1.37%増）となっており、これに係る共済基金分担金は、484,740 千円（同 0.21%増）となっている。

②　共済基金分担金平均基率

共済責任額千円に対する共済基金分担金の基率は平均 0.14 で、事業開始時（昭和 27 年）の 5.06 の 2.76％相当となっている。

$$\frac{\text{共済基金分担金}\quad 484,740\text{千円}}{\text{共済責任額}\quad 3,390,599,275\text{千円}} \times 1,000\text{円} \fallingdotseq 0.14/\text{千円}$$

③　災害共済金の状況

令和６年度の災害共済金については、支払件数 301 件（対前年度比 58.13%減）で、災害共済金の支払額 144,992 千円（同 70.86%減）となっている。支払額は、江津高野山風力発電所６号発電機（ナセル）（島根県）の 42,819 千円や古代出雲歴史博物館博物館（本館）（島根県）の 29,430 千円、教職員住宅５０号宿舎教職員住宅（新潟県）の 4,787 千円が上位の高額支払いとなった。

罹災物件を用途別に区分すると、件数が最も多いのは学校の 112 件で全体数の 37.21%を占め、支払額が最も多いのは風力の 55,547 千円で全体の 38.31%を占めている。

同じく、罹災原因別に区分すると、自然災害が最も多く143件で、全件数の 47.51%を占めており、支払額も 106,389 千円で全体の 73.38%となっている。

(2)　災害見舞金

災害見舞金は、能登半島地震（R6.1.1）、その他の地震による被害の申請に対する交付であり、令和６年度は、94件（対前年度比 33.80%減）、142,131千円（同 111.09%増）を交付した。

平成28年度に処理を終えた平成23年３月11日に発生した東日本大震災による見舞金の申請は、特別に申請期限の延長を承認した福島県の立入制限区域内の案件11件について、引き続き申請期限の延長を行っている。

罹災物件を用途別に区分すると､件数が最も多いのは図書館美術館等の施設が39件で全体数の 41.49%を占め、支払額についても 62,518千円と全体の 43.99%を占めている。

同じく罹災原因別に区分すると地震と津波の２種類だが、令和６年度は地震のみで、件数は94件、災害見舞金支払額は142,131千円であった。

2　会　議

(1)　令和６年度 都道府県センター建物共済業務担当課長・班長会議

日　時　令和６年10月25日（金）

議　事　・令和５年度建物共済事業の経営状況について
・令和６年度建物共済加入物件罹災状況について
・建物共済事業に係る留意事項について
・建物共済事業に関するアンケート結果等について

3　規程の改正等

令和６年度においても、引き続き本事業における加入団体間の公平性確保に努めた。

また、サーバー更改やWindows11動作検証など共済システムの改修も実施した。

4　その他

平成29年度に実施した２回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（285億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高223億円）への積立を継続することとしている。

令和６年度都道府県別建物共済加入及び災害共済金・災害見舞金支払状況

都道府県名	委託件数	棟数	面積（㎡）	見積価額（千円）	共済責任額（千円）	共済基金分担金(円)	災害共済金（円）	災害見舞金（円）	損害率（%）
北海道	641	608	112,035	10,688,003	10,688,003	2,000,717			0.00
青森県	2,548	2,464	1,669,811	210,457,217	110,448,248	16,668,097	326,945		1.96
岩手県	8,361	548	556,245	44,181,835	25,081,506	4,338,010	320,000		7.37
宮城県	704	257	317,365	75,197,614	31,552,877	6,150,232		49,607,765	806.59
秋田県	4,850	1,428	1,633,935	199,977,276	69,616,405	11,907,171	137,850		1.15
山形県	859	798	1,147,471	151,121,750	58,226,671	6,733,686	28,500		0.42
福島県	4,468	1,319	553,984	94,064,737	74,947,009	11,218,493	388,117	4,950,598	47.58
茨城県	813	640	929,314	127,490,486	70,268,656	10,771,479	250,000		2.32
栃木県	2,097	2,061	1,941,029	371,927,521	113,869,825	12,684,520	7,667,073		60.44
群馬県	1,471	1,078	908,093	137,142,651	53,125,233	5,988,818	340,000		5.67
埼玉県	2,237	1,465	1,389,029	283,299,338	125,303,904	13,424,000	516,350		3.84
千葉県	2,436	501	1,218,297	134,751,963	49,515,629	7,717,999	1,285,470		16.65
東京都（財務局）	11	11	4,142	72,736	72,736	25,417			0.00
東京都（交通局）	12	10	45,662	3,250,514	3,250,514	227,532			0.00
神奈川県	18,645	453	762,977	184,016,608	106,019,209	13,058,696			0.00
新潟県	3,042	524	445,030	159,327,749	67,001,845	8,844,882	5,144,362		58.16
富山県	2,021	1,098	1,454,807	207,074,697	82,493,097	11,798,297	1,627,000		13.79
石川県	3,762	1,776	1,719,757	318,196,354	146,303,991	23,468,131	6,767,574	3,629,641	44.30
福井県	5,370	2,472	2,152,534	176,666,122	107,246,670	13,100,572	1,879,231		14.34
山梨県	41,689	359	402,604	86,746,466	48,350,987	6,645,868			0.00
長野県	3,058	3,055	2,479,128	285,137,926	23,888,812	2,769,273	1,393,900		50.33
岐阜県	1,484	1,484	459,977	20,261,531	20,261,531	2,764,887	755,933		27.34
静岡県	750	198	227,803	49,157,908	27,324,769	3,111,410			0.00
愛知県	5,225	4,379	3,323,418	161,488,349	73,828,425	11,081,498	375,200		3.38
三重県	9,986	593	632,203	140,822,408	62,163,987	8,545,123	500,000		5.85
滋賀県	385	293	648,863	233,186,771	92,883,551	10,242,141			0.00
京都府	2,533	676	974,693	151,057,331	65,045,433	10,396,955			0.00
大阪府	4,669	4,630	3,599,760	480,584,851	22,488,934	2,830,073	1,430,111	1,323,090	97.28
兵庫県	11,709	626	515,051	156,872,055	118,819,972	13,516,882	3,079,258		22.78
奈良県	2,196	1,550	1,389,680	237,469,449	91,756,748	16,586,651	547,520		3.30
和歌山県	43,005	1,282	789,497	114,252,815	21,800,544	2,650,413	367,600		13.86
鳥取県	1,221	1,098	1,048,476	174,879,303	58,381,413	10,078,261	1,338,243		13.27
島根県	10,732	3,237	1,507,930	238,936,719	89,647,541	26,973,885	88,276,120		327.26
岡山県	2,336	255	90,666	16,006,039	13,719,089	2,222,853			0.00
広島県	316,842	2,376	2,509,213	136,638,950	56,279,528	9,059,302			0.00
山口県	1,986	1,526	1,670,905	307,064,291	31,369,498	3,072,160			0.00
徳島県	4,857	1,078	944,534	161,458,167	68,824,358	11,482,143	778,712		6.78
香川県	1,613	1,565	1,302,040	152,141,881	75,679,793	11,598,489	654,500		5.64
愛媛県	10,626	804	717,883	221,437,971	176,357,145	15,165,468	2,461,302	949,956	22.49
高知県	88,495	2,368	1,313,640	147,690,039	66,511,804	10,903,382	2,073,261		19.01
福岡県	14,818	2,954	2,005,173	494,547,182	190,213,462	32,074,456	712,857		2.22
佐賀県	67,660	1,055	992,583	156,919,145	62,733,039	6,430,116	250,000		3.88
長崎県	2,206	1,680	1,567,229	245,883,803	50,724,238	6,398,534			0.00
熊本県	1,402	1,101	1,518,890	164,196,778	95,003,327	15,956,594	2,019,539	80,945,751	519.94
大分県	1,418	1,368	1,492,677	134,729,341	67,491,804	9,598,044	1,056,425	165,000	12.72
宮崎県	7,754	2,405	958,749	119,293,115	95,289,110	7,858,798	804,910	501,000	16.61
鹿児島県	4,258	3,161	2,039,710	252,746,622	73,076,534	8,254,616	9,188,874	58,800	112.03
沖縄県	1,103	1,046	1,527,420	277,930,236	104,767,294	18,739,386	250,000		1.33
北千葉広域水道企業団	23	23	43,052	6,332,408	1,973,979	461,232			0.00
神奈川県内広域水道企業団	76	76	103,624	22,267,009	13,404,901	1,874,000			0.00
名古屋港管理組合	134	133	297,177	46,753,457	21,849,370	4,393,374			0.00
静岡県大井川広域水道企業団	4	4	6,030	803,625	285,079	69,046			0.00
広島県水道広域連合企業団	311	60	26,951	11,153,984	3,371,248	808,144			0.00
計	730,912	68,009	58,088,743	8,495,753,096	3,390,599,275	484,740,206	144,992,737	142,131,601	59.23

（注）１　災害共済基金分担金の額は、「解約返戻金」を除いた後の金額であり、決算書の数値とは一致しない場合がある。

２　損害率の算出　損害率（%）＝（災害共済金＋災害見舞金）／共済基金分担金

Ⅱ　機械損害共済事業

1　災害共済金及び災害見舞金の支払

令和６年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は、377,627 千円（対前年度比 5.76%増）、災害共済金支払額は 55,909 千円（同 91.90%減）となっている。

また、令和６年度の事業収支差額 291,096 千円を機械損害共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

(1)　災害共済金

①　共済加入状況

令和６年度は 24 都道府県となっており、加入物件数（管理事務所を含む）は、342 件となった。

共済責任額は、295,334,221 千円（対前年度比 5.67%増）で、これに係る共済基金分担金は 377,627 千円（同 5.76%増）となっている。　　　　（資料参照）

②　災害共済金の状況

支払件数は３件で、災害共済金 55,909 千円（対前年度比 91.90%減）を支払った。支払額は、新潟県胎内第四発電所の 44,838 千円が高額支払いとなった。

なお、共済基金分担金に対する災害共済金の割合を示す損害率は、14.80%となっている。

(2)　災害見舞金

該当なし

2　会　議

機械損害共済業務調査員会議

日　時　令和６年 11 月 22 日（金）

議　事　・災害共済金支払案件の罹災状況について（令和５年度支払分）
・令和５年度機械損害共済事業経営状況について
・令和７年度機械損害共済加入契約に係る新調達価額算定係数及び無事故割引率について

3　規程の改正等

平成 28 年４月１日に改正した「新調達価額の決定について」（理事長通知）に基づき、令和７年度の加入契約に適用する新調達価額算定係数の算出を行った。

４　その他

建物共済事業と同様、平成 29 年度に実施した２回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（115 億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高 109 億円）への積立を継続している。

令和６年度機械損害共済加入状況及び支払状況

都道府県名	発電所数	共済責任額（千円）	共済基金分担金（円）	災害共済金（円）	損害率（%）	備　考
北　海　道	10	13,124,195	14,076,379		0.00	
岩　手　県	19	18,941,969	21,153,233		0.00	
秋　田　県	19	18,832,880	20,650,153		0.00	
山　形　県	16	11,569,196	13,387,427	9,597,260	71.68	
栃　木　県	14	9,976,433	11,395,600		0.00	
群　馬　県	41	30,164,407	33,469,481		0.00	
東　京　都	3	5,133,396	11,064,080		0.00	
神 奈 川 県	15	30,868,767	41,398,508		0.00	
新　潟　県	12	16,188,503	17,495,272	44,838,000	256.28	
富　山　県	23	20,465,721	20,673,931		0.00	
山　梨　県	30	15,939,735	21,974,565		0.00	縮少填補
長　野　県	20	5,291,319	7,611,594		0.00	縮少填補
京　都　府	1	2,011,346	3,475,448		0.00	
鳥　取　県	8	1,454,769	1,351,744		0.00	縮少填補
島　根　県	17	11,911,804	24,186,505	1,474,000	6.09	
岡　山　県	19	6,350,509	7,430,489		0.00	縮少填補
山　口　県	16	7,961,903	8,407,609		0.00	
徳　島　県	5	14,408,030	30,276,598		0.00	
愛　媛　県	11	12,523,140	15,472,191		0.00	
高　知　県	5	4,699,336	9,031,296		0.00	
福　岡　県	3	2,595,831	2,972,726		0.00	
熊　本　県	8	9,454,309	10,853,260		0.00	
大　分　県	14	9,225,800	10,895,590		0.00	
宮　崎　県	13	16,240,923	18,924,056		0.00	
合　　　計	342	295,334,221	377,627,735	55,909,260	14.80	

（注）１　発電所数には、共済加入ダム管理事務所を含む。

２　共済基金分担金の額は、「解約返戻金」を除いた後の金額であり、決算書の数値とは一致しない場合がある。

法　人　の　運　営

1　理事会・評議員会の開催

令和６年度における当法人の理事会及び評議員会の開催状況は以下のとおりである。議案はいずれも原案どおり可決され、報告は了承された。なお、令和７年３月31日現在の当法人の役員等は、資料のとおりである。

（1）令和６年度第１回理事会（決議の省略）
日　時　令和６年４月15日
議　事　・都道府県会館の保全管理に関する全国知事会への報告等について

（2）令和６年度第２回理事会（決議の省略）
日　時　令和６年５月７日
議　事　・評議員会への付議事項について

（3）令和６年度第１回評議員会（決議の省略）
日　時　令和６年５月24日
議　事　・評議員の選任について
・理事の選任について
・監事の選任について

（4）令和６年度第３回理事会（開催・ウェブ会議システム利用）
日　時　令和６年６月17日　9:27～９:47
場　所　都道府県会館
議事・報告
・令和５年度事業報告及び決算について
・理事長及び常務理事の職務執行状況について
・令和５年度における利益相反取引について（理事長）
・令和５年度における利益相反取引について（常務理事）

（5）令和６年度第２回評議員会（報告の省略）
日　時　令和６年６月26日
報　告　・令和５年度事業報告及び決算について

（6）令和６年度第４回理事会（決議の省略）
日　時　令和６年９月19日
議　事　・公益財団法人都道府県センター使用規則の一部改正について

（7）令和６年度第５回理事会（開催）
日　時　令和７年２月６日　13:00～13:15
場　所　都道府県会館
議事・報告
・令和７年度事業計画及び予算について
・公益財団法人都道府県センター使用規則の一部改正について

・公益財団法人都道府県センター資金の管理運用に関する規則の一部改正について
・理事長及び常務理事の職務執行状況について

（8）令和６年度第６回理事会（決議の省略）
日　時　令和７年３月 21 日
議　事　・公益財団法人都道府県センター就業規則の一部改正について
・公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則の一部改正について

2　業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

（1）体制整備に関する決定事項について
令和６年度の体制整備に関する理事会での決定事項は以下のとおり。

決議の日	項目	概要
R6.9.19	公益財団法人都道府県センター使用規則（一部改正）	「都道府県会館の管理運営上の課題に関する報告書」について、令和６年７月31日の全国知事会理事会において了承、同年８月２日の全国知事会議に報告し、管理料及び共益費の引き上げ、また費用の変動に対応した共益費料金改定の仕組みの導入について決定されたことを受け、改正を行った。 ・令和７年４月１日施行
R7.2.6	公益財団法人都道府県センター使用規則（一部改正）	令和７年４月１日から WEB 上で会議室申込・受付等の作業を完結できる新しい会議室システムを導入することに伴い、会議室の使用方法及び料金を見直すため、改正を行った。 ・令和７年４月１日施行
R7.2.6	公益財団法人都道府県センター資金の管理運用に関する規則（一部改正）	資金運用に係る管理体制の強化を図るため、資金運用ガイドラインを制定するとともに、事務局内に資金運用委員会を設置することとし、これらの関係規程等を別に定めるため、改正を行った。 ・令和７年２月６日施行
R7.3.21	公益財団法人都道府県センター就業規則（一部改正）	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）の一部改正に伴い、改正を行った。 ・子の看護等に係る特別休暇の取得要件の拡大、等 ・令和７年４月１日施行

決議の日	項目	概要
R7.3.21	公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則（一部改正）	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の一部改正に伴い、改正を行った。 ・扶養手当について、配偶者に対する手当を廃止し、子に対する手当の額を増額 ・通勤手当に係る月額の支給上限額を１か月あたり 15 万円に引き上げるとともに、支給要件を明確化、等 ・令和７年４月１日施行

（2）体制の運用状況について

①規程等の整備については以下のとおり。

規程等	概要
公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則施行規程（一部改正）	人事院規則の一部改正（令和６年 12 月 25 日）に合わせ、管理職手当の改正を行った。 ・令和７年２月４日施行、令和６年４月１日適用
公益財団法人都道府県センター資金運用委員会規程の制定	公益財団法人都道府県センターが保有する資金の適切かつ効率的な管理運用を行うため、資金運用委員会を設置することに伴い、制定した。 ・令和７年２月６日施行
公益財団法人都道府県センター会議室使用規程（一部改正）	令和７年度から新しい会議室予約システムを導入するにあたり、会議室の予約及び貸出方法を変更することに伴い、改正を行った。 ・紙での使用申込からシステム（WEB）での使用申込に変更 ・現金による支払いを廃止 ・反社会的勢力の排除を明確化 ・会議室申込受付期間の早期化 ・会議室使用を時間単位に変更、等 ・令和７年４月１日施行
公益財団法人都道府県センター随意契約運用指針（一部改正）	随意契約の基準額については、国の前回改正時（昭和 49 年）からの企業物価指数の上昇率を踏まえ、国の引上げと合わせ 1.6 倍とする地方自治法施行令の改正を行う（令和７年４月１日施行）ことに伴い、改正を行った。 ・随意契約できる額の上限見直し ・令和７年４月１日施行

公益財団法人都道府県センター事務局職員等の旅費に関する規程（一部改正）	国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、改正を行った。 ・原則として、実費を支給することとし、宿泊費等についても現行の定額支給から実費支給（上限額あり）へ変更 ・移動及び宿泊が一体となったもの（パック旅行）について支給するため、包括宿泊費を新設 ・日数に応じ定額支給する日額旅費を廃止し、宿泊を伴う場合に定額で支給する宿泊手当を新設、また海外旅行については、旅行に係る諸経費を支給するため、渡航雑費を新設、等 ・令和７年４月１日施行
公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則施行規程	「一般職の職員の給与に関する法律の一部改正」及び「人事院規則の一部改正」等に伴い、改正を行った。 ・職員の５段階評価における記載内容を変更 ・前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数の調整を削除 ・定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員の管理職員特別勤務手当（週休日等の支給額）の一部変更 ・定年前再雇用短時間勤務職員の管理職員特別勤務手当（週休日等の支給額）を新設、等 ・令和７年４月１日施行
公益財団法人都道府県センター事務局職員の育児休業及び介護休暇等に関する規程（一部改正）	「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正」及び「国家公務員法に基づき、人事院規則の一部改正」に伴い、改正を行った。 ・育児時間の取得範囲の拡大 ・超過勤務の免除、等 ・令和７年４月１日施行

②公益財団法人都道府県センター資金運用ガイドラインの制定

公益財団法人都道府県センターが保有する資金の適切かつ効率的な管理運用を行うため、資金運用ガイドラインを制定した。

・令和７年３月４日施行

③当法人ウェブサイトへの新しい会議室予約システムの導入

新しい会議室予約システムを導入し、当法人ウェブサイトから、WEB 上で会議室申込・受付・請求書等の電子送付等の作業を完結できるようにした。

・令和７年４月１日使用開始

公益財団法人都道府県センター役員等名簿

令和７年３月31日

役職名	職	氏名
評議員	福島県知事	内堀　雅雄
	茨城県知事	大井川　和彦
	大阪府知事	吉村　洋文
	徳島県知事	後藤田　正純
	鹿児島県知事	塩田　康一
理事長	宮城県知事	村井　嘉浩
理事	青森県東京事務所長	簗田　潮
	長野県東京事務所長	出川　広昭
	岐阜県東京事務所長	山田　育康
	滋賀県東京本部長	中村　守
	岡山県東京事務所長	浜原　敬
	宮崎県東京事務所長	長谷川　武
常務理事	全国知事会事務総長	中島　正信
監事	神奈川県東京事務所長	水町　友治
	富山県首都圏本部長	飯田　裕
	香川県東京事務所長	森岡　英司
会計監査人	監査法人	清泉監査法人

（評議員５名、理事８名、監事３名）

令和６年度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第３項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。したがって、令和６年度事業報告においては、附属明細書は作成しない。

令和７年６月
公益財団法人都道府県センター